

昭和三十五年五月三十一日受領  
答 弁 第 九 号

(質問の 九)

内閣衆質三四第九号

昭和三十五年五月三十一日

内閣総理大臣 岸 信 介

衆議院議長 清 瀬 一 郎 殿

衆議院議員松浦定義君提出甘味資源自給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松浦定義君提出甘味資源自給に関する質問に対する答弁書

一 甘味資源の自給力強化対策は、畑作農業の振興と国内甘味資源の自給力の向上を目的としているものであつて、今後農産物について貿易自由化を進める場合においても、対策の基調に変更はないものと考えている。

二 北海道におけるてん菜糖の工場の新設については、一定の基準によつてこれを承認する方針であり、目下、北海道におけるてん菜長期生産計画に基づき、その基準について慎重に検討中である。

三 農業団体によるてん菜糖事業の伸長は、農業団体の本来の機能を發揮するものである場合は望ましいと考えている。

四 新設工場については、政府としても最も適当と思われる工場立地及び建設年次等について、目下慎重に検討中である。

五 今回提出された北海道の長期生産計画によれば、昭和四十二年までにてん菜の増産に要する総事業費は二百七十億余円となつている。

この内容は、土地改良等の生産基盤の整備に要する経費として約二百五十億余円を、また栽培改善及び経営合理化に要する経費として約二十億円を予定している。

六 北海道におけるてん菜糖工場を新設する地帯及び工場別原料集荷地区計画については、目下慎重に検討中である。

七 原料てん菜の生産者団体による集荷、販売については、生産者団体による自主的な努力が肝要であると考えている。

八 新設工場の決定は、できる限りすみやかに行なうつもりである。

九 御質問のようなことはない。

右答弁する。